

## ■介護保険の申請からサービス利用まで



### ●サービスを利用する手順

介護保険のサービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。窓口に申請すると、認定調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、また、どれくらいの介護が必要であるかが決められます。

### ●申請から利用までの流れ

#### ①申請する

本人または家族などが甲賀市の担当窓口に「要介護認定」の申請をします。

##### 【申請に必要なもの】

介護保険被保険者証  
健康保険被保険者証  
(第2号被保険者の場合)

##### 【申請書の設置場所・提出先】

甲賀市役所市民窓口センター  
甲賀市役所長寿福祉課  
土山地域市民センター  
甲賀大原地域市民センター  
甲南第一地域市民センター  
信楽地域市民センター



#### ②要介護認定が行われます

##### 認定調査

専門の調査員がご自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。

##### 医師の意見書

本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。主治医がない場合には市の指定した医師が診断します。

##### 審査・判定

認定調査の結果と医師の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合（要介護状態区分）が判定されます。



### ③認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、認定結果が「認定結果通知書」で通知されます。介護保険被保険者証と介護保険負担割合証が交付されます。



### ④ケアプランを作成します

要介護1～5と認定された人は、在宅サービスと施設サービスのどちらかを選択します。

在宅の場合は、居宅介護支援事業者のケアマネジャーに依頼して利用するサービスを決め、介護計画サービス（ケアプラン）を作成してもらいます。サービスの内容が決まつたらサービス事業者と利用の契約をします。

施設の場合は、入所を希望する介護保険施設に直接申し込み、施設のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

要支援1・2と認定された人は、地域包括支援センターで保健師等が中心となって介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。



### ⑤サービスを利用します

サービス事業者に保険証と負担割合証を提示して、ケアプランに基づいたサービスを利用します。ケアプランに基づいたサービスの利用者負担は、原則として費用の1～2割です。



### 有効期限が過ぎる前に

認定の有効期間は原則6か月（更新認定の場合は6～12か月）です。引き続きサービスを利用したい場合には、有効期間満了前に更新または変更の申請をしてください。